

# 諸報告資料

(平成26年門真市教育委員会第6回定例会)

門真市教育委員会

## 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針

平成26年6月

門真市教育委員会

## 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の策定について

平成26年6月1日

教育総務課

これまで教育委員会においては、職員の懲戒処分等を行う場合に指針がなく、門真市職員分限懲戒審査会においても、「過去の例」を判断基準とし、審査対象となる事象ひとつひとつに対し、個々の対応として、「過去の例」による判断でもって処分の方向付け、決定を行っていた。

また、19年4月に開催された審査会において、「今後はある一定の指針が必要である」とされ、処分の公平性・透明性を明らかにし、公務員倫理を保ち、市民から信頼される職員として行動するためにも、指針の策定が必要とされていた。

これらから、この度、門真市職員の懲戒処分等の指針が人事課において策定されました。教育委員会としても同様の指針を策定し、指針を処分の拠り所とし、処分の公平性、透明性を高めたところである。また、非行の疑いがある場合には、この指針でもってそれに対する処分の有無を明確化し、事実を捉え、その職員を厳正に処分し、あるいは処分の対象とならないことを明確にし、処分の可否の拠り所としても活用する。

この指針は、全職員に対し、周知されるものであり、特に所属長にあっては教育委員会への報告義務が課せられることから、留意が必要である。

また、通常の業務における上司からの指導上あるいは育成上の「注意」と処分による「注意」は、その性質が異なることに十分に留意し、管理監督の立場にある者にとっては、適宜、部下の指導と育成の上、必要な「注意」を怠らないよう常に心がけておくこと。

## 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針

### I. 基本事項

本市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(府費負担教職員を除く。以下これらを「職員」という。)は、常に市民の奉仕者として、職務はもちろん職務外である個人の行為であっても地方公務員であることの自覚をもち、服務規律の確保と公務員倫理を保持し、市民から信頼される職員としての行動をとらなければならない。

本指針は、懲戒処分等に関する透明性、公平性を確保し、標準的な懲戒処分又は指導上の措置(以下「懲戒処分等」という。)を示し、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事防止を図ることを目的とする。

量定の決定にあたっては、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断する。具体的には以下の項目を考慮する。

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- 4 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- 5 過去に非違行為を行っているか。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参考とし、判断する。

また、5の「過去に非違行為を行っているか」については、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。

### II. 懲戒処分等の種類

#### 1. 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、教育委員会が書面により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分

- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料および地域手当の合計額の月額額の10分の1以下を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 文書により、非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

## 2. 指導上の措置

教育長、教育次長、部長及び所属長が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1. に当たらない次のもの

- (1) 訓告 教育委員会名で文書により行う注意
- (2) 嚴重注意 教育委員会名で文書により行う注意
- (3) 注意 教育委員会名で文書により行う注意
- (4) 口頭注意 口頭により行う注意

## Ⅲ. 標準例

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係	①欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合			●	●	
		イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		●	●		
		ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	●	●			
	②休暇の虚偽請求	病気休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の請求をした場合			●	●	
	③タイムレコーダーの不正打刻	タイムレコーダーの代理打刻を依頼し、又は依頼を受けてタイムレコーダーの代理打刻を行った場合			●	●	
	④勤務態度不良	ア 正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●	
		イ 上司の正当な職務命令に背き、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●	
	⑤職場内秩序びん乱	ア 暴行により職場の秩序を乱した場合		●	●		
		イ 暴言により職場の秩序を乱した場合			●	●	

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係		ウ その他の事由により職場の秩序を乱した場合			●	●	
	⑥公文書不正使用・偽造及び公印不正使用	ア 公文書を不正に使用した場合		●	●		
		イ 公文書を偽造した場合		●	●		
		ウ 公印を不正に使用した場合		●	●		
	⑦不作為等	ア 不作為により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合			●	●	訓告
		イ 職務怠慢等により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合				●	訓告 嚴重注意 注意 口頭注意
	⑧虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			●	●	
	⑨営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合			●	●	
	⑩違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			●	●	
		イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	●	●			
	⑪情報の漏えい	個人情報や施策に関わる情報を過失又は公文書の不適切な管理によって外部へ漏らした場合、若しくは外部へ漏れる恐れを生じさせた場合			●	●	
	⑫秘密の漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●			
イ 門真市個人情報保護条例第3条の規定に違反して職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用し、又は個人情報を機関外に漏らす恐れを生じさせた場合		●	●				

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係	⑬個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			●	●	
	⑭政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした場合			●	●	
		イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした場合		●	●		
		ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合	●	●			
	⑮官製談合	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った場合	●	●			
	⑯施設利用者等に対する暴行・傷害	ア 施設利用者等に暴行を加えた職員が、傷害するに至らなかった場合		●	●		
		イ 施設利用者等の身体を傷害した場合	●	●			
	⑰セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	●	●			
		イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合		●	●		
		ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●			

事由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一般 服 務 関 係		エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			●	●	
		オ エの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合		●	●		
	⑱パワーハラスメント	職務上の指導範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動（過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格の否定（無視することを含む。）等）を継続的に繰り返した場合		●	●	●	
	⑲公務員倫理違反	ア 賄賂を収受した場合	●	●			
		イ 利害関係者から供応接待を受けた場合		●	●	●	
		ウ 利害関係者と公務員倫理違反に該当する意思を持って共に飲食し、遊戯し、又は旅行をした場合				●	
	⑳内部通報者の詮索等	ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした場合		●	●		
		イ 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した場合		●	●		
	㉑コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータを不正な目的で使用した場合			●	●	
	公 金 等 取 扱 関 係	①横領	公金又は市の財産を横領した場合	●			
②窃取		公金又は市の財産を窃取した場合	●				
③詐取		人を欺いて公金又は市の財産を交付させた場合	●				
④紛失		公金又は市の財産を紛失し市に多大な損害を及ぼした場合			●	●	
⑤盗難		重大な過失により公金又は市の財産の盗難に遭い市に多大な損害を及ぼした場合				●	訓告
⑥市の財産の損壊		ア 故意に市の財産を損壊及び破壊し、市に多大な損害を及ぼした場合			●	●	



事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
公 金 等 取 扱 関 係		イ 不注意により市の財産（電子情報を含む。）を損壊及び破損し、市に多大な損害を及ぼした場合					訓告 嚴重注意 注意 口頭注意
	⑦出火・爆発	過失により職場において市の財産の出火、爆発を引き起こした場合			●	●	
	⑧放火	市の財産に放火した場合	●				
	⑨諸給与の違法支払・不適正受給	ア 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合			●	●	
		イ 故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合			●	●	
⑩公金又は市の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は市の財産の不適正な処理をした場合			●	●		
公 務 外 非 行 関 係	①放火	放火をした場合	●				
	②殺人	人を殺した場合	●				
	③暴行・傷害	ア 暴行を加え、又はけんかをしたが人を傷害するに至らなかった場合			●	●	
		イ 人の身体を傷害した場合		●	●		
	④器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			●	●	
	⑤横領	自己の占有する他人の物を横領した場合	●	●			
	⑥窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	●	●			
		イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	●				
	⑦詐欺・恐喝	ア 人を欺いて財物を交付させた場合	●	●			
		イ 人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●			
⑧賭博	ア 賭博をした場合			●	●		
	イ 常習として賭博をした場合		●				
⑨麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	●					
⑩酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			●	●		

事 由			懲戒処分等の種類				
			免職	停職	減給	戒告	指導上の措置
公務外非行関係	①淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	●	●			
	②痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした場合		●	●		
	③公的債権の滞納等	公的債権を滞納し、履行の督促等にもかかわらず滞納し続けた場合			●	●	
交通事故・交通法規違反関係	①飲酒運転事故等	ア 酒酔い運転をした場合	●	●			
		イ 酒気帯び運転で事故を起こした場合	●	●			
		ウ 酒気帯び運転をした場合	●	●	●		
		エ 酒酔い運転及び酒気帯び運転の車に同乗した場合	●	●	●		
		オ 無免許で飲酒運転及び酒気帯び運転をした場合	●	●			
	②飲酒運転以外の交通事故等	ア 人を死亡させた場合	●	●	●	●	
		イ アの場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●				
		ウ 人の身体を傷害した場合			●	●	訓告
		エ ウの場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●				
		オ 他人の物を損壊し、又は市に損害賠償を発生させた場合					訓告 嚴重注意 注意
		カ オの場合において、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合				●	
		キ 無免許運転をした場合		●	●		
		ク キの場合において、他人の物を損壊する交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合		●			
ケ 著しい速度超過をした場合		●	●	●	訓告 嚴重注意		

事 由			懲戒処分等の種類				
			免職	停職	減給	戒告	指導上の措置
監督責任関係	①指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた場合			●	●	訓告 嚴重注意 注意 口頭注意
	②非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		●	●		

#### IV. 報告義務

職員に法令若しくは条例又は職務上の義務違反その他懲戒処分に該当する非違・非行行為があった場合又はその疑いのある場合は、直ちに所属長は学校教育部教育総務課長を通じ、市長へ報告しなければならない。

#### V. 内部通報

1. 非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
2. 非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分等の量定を軽減することができるものとする。

#### VI. 公表基準

1. 公表する懲戒処分等
  - (1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分
  - (2) 地方公務員法の規定に基づく刑事処分に関し起訴された場合の休職処分
  - (3) 特に市民の関心が大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案に係る指導上の措置

#### 2. 公表の例外

被害者等が公表しないように求めている事案は公表しない。

### 3. 公表する内容

公表する内容は、原則として、被処分者の所属部局、本庁・現地機関の別、職位、年齢、性別、処分内容、処分年月日及び処分理由とする。

なお、懲戒免職の場合、又は社会的影響が大きな事件で起訴等により氏名等が公にされている場合等は、所属名、職名、氏名等についても公表する。

被害者のある事案においては、被害者等の事情に十分配慮した上で公表する。また、公表することによって、被害者等に不利益が生じる恐れがある場合、公表しないことがある。

### 4. 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、広報誌、ホームページ、報道機関への資料提供等により行う。

## VII. 施行期日

この指針は、平成20年3月1日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

### 附 則

この指針は、平成21年10月30日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成26年6月1日から施行する。

平成 年 月 日

門真市教育委員会 様

報告者（所属長） 所 属 .....

氏 名 .....

報 告 書

門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針Ⅳ（報告義務）の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
発生場所		
対象職員	所 属	
	氏 名	
事件・ 事故の 概 要		
事後措置		

# 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針

## の改正について（参考資料）

### 【改正目的】

情勢の変化及び他団体の処分例の変化等に対応するため。

### 【改正内容】

#### <<標準例について>>

##### 1 変更項目

（一般服務関係）

##### ○不作為等

現在	変更後
イ 職務怠慢により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合	イ 職務怠慢等により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合

##### 2 追加項目

（一般服務関係）

##### ○タイムレコーダーの不正打刻について

追加する標準例	標準的な処分量定
タイムレコーダーの代理打刻を依頼し、又は依頼を受けてタイムレコーダーの代理打刻を行った場合	減給又は戒告

##### ○パワーハラスメントについて

追加する標準例	標準的な処分量定
職務上の指導範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動（過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格の否定（無視することを含む。）等）を継続的に繰り返した場合	停職、減給又は戒告

（公務外非行関係）

##### ○公的債権の滞納等について

追加する標準例	標準的な処分量定
公的債権を滞納し、履行の督促等にもかかわらず滞納し続けた場合	減給又は戒告

## 平成26年度「図書館フェア」結果報告

### 1. 本のリサイクル市 (門真市民プラザ集会室)

○ 譲渡対象図書 10,827冊

内訳 年限汚損廃棄 7,222冊(一般書 4,987冊 児童書 1,023冊 雑誌 1,212冊)  
寄贈図書 3,605冊(一般書 2,716冊 児童書 312冊 雑誌 577冊)

○ 日時 平成26年5月24日(土) 午前10時から午後4時まで  
平成26年5月25日(日) 午前10時から午後3時まで

	準備冊数	5月24日	5月25日	合計	団体譲渡	残数
一般書	7,703冊	1,655冊	930冊	2,585冊	80冊	5,038冊
児童書	1,335冊	952冊	42冊	994冊	81冊	260冊
雑誌	1,789冊	482冊	121冊	603冊	20冊	1,166冊
合計	10,827冊	3,089冊	1,093冊	4,182冊	181冊	6,464冊
譲受者	—	408人	154人	562人		—

#### ○団体への譲渡

- ・ 老人福祉センター 100冊(一般書80冊・雑誌20冊)
- ・ 放課後児童クラブ 81冊

### 2. おはなしの会「どんぐりんのラブリーシアター」(門真市民プラザプレイルーム)

平成26年5月24日(土) 午前11時から午前11時45分まで 参加数 62名

- ・ パネルシアター 「ぱんくかえる」他3作品
- ・ 紙芝居 「だれがいちばんはやいかな」
- ・ テーブル人形劇 「おさるの兄弟」

○児童書除籍の譲与は学級文庫用にまわしたため市内保育園等に譲与は見送り。

諸報告第3号  
に関する資料

子ども・子育て支援新制度における各基準に係るパブリックコメントの実施について

平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度に伴い、新制度における手続等を実施するための基準を、国の政省令で定める基準に基づき定めるにあたり、各基準素案に対する市民意見を募集するパブリックコメントを実施するものです。

1. パブリックコメントを実施する案件

- (1) 門真市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（素案）【別紙1】
- (2) 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（素案）【別紙2】
- (3) 門真市保育の必要性の認定に関する基準（素案）【別紙3】(※)
- (4) 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（素案）【別紙4】(※)

※(3)及び(4)については、第6回 門真市子ども・子育て会議（平成26年6月30日（月）開催予定）で審議予定

※上記4件の案件については、庁内職員で構成される（仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画策定委員会で各基準（素案）を決定

2. 提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有するもの

3. 意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、直接または、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

4. 募集期間

平成26年7月18日（金）～8月8日（金）（必着）

5. 閲覧場所

こども政策課、情報コーナー、こども発達支援センター、保健福祉センター、門真市民プラザ、南部市民センター、図書館本館・分館、公民館、文化会館、公立幼稚園、公立保育園

※市ホームページでもご覧になれます。

6. 意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市中町1番1号  
門真市役所教育委員会事務局こども未来部こども政策課  
電話番号（直通） 06-6902-6095  
FAX 06-6902-0656  
Eメールアドレス chi01@city.kadoma.osaka.jp

注) いただいた意見は原則として公開しますが、それぞれの意見に対し直接の回答は行いません。

注) 電話での意見は受け付けておりません。



## 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（素案） 概要

## 1. 趣旨

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度においては、施設・事業者からの申請に基づき、市が、施設型給付・地域型保育給付の対象施設・事業として「確認」し、給付の対象とすることとされています。それに伴い市では、当該確認基準を内閣府令を踏まえ定めます。

## 2. 基準の概要

- ・利用定員に関する基準
- ・利用開始に関する基準
- ・教育・保育の提供に関する基準
- ・管理・運営に関する基準 など

## 3. 基準の項目・内容

詳細は【参考資料1】のとおり

従うべき基準…「利用定員」

「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」

参酌すべき基準…上記以外の事項

## 4. 基準（素案）に係る市の考え方

国が定める基準における、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を踏まえ、市の基準については国の基準に準じるものとします。

## 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（素案）の概要

## 1. 趣旨

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営に関する基準を政省令を踏まえ、市町村で基準を定めます。

## 2. 基準の概要

- ・職員の配置基準及び資格
- ・施設及び設備関係
- ・児童の集団規模
- ・運営基準 など

## 3. 基準の項目・内容

詳細は【参考資料2】のとおり

- ・従うべき基準…「職員の配置基準及び資格」
- ・参酌すべき基準…「上記以外のもの」

## 4. 基準（素案）に係る市の考え方

国が定める基準における、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を踏まえ、市の基準については国の基準に準じるものとします。

## 門真市保育の必要性の認定に関する基準（素案） 概要

（※平成26年6月30日（月）第6回門真市子ども・子育て会議（開催予定）で審議予定）

## 1. 趣旨

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。それに伴い市では、子ども・子育て支援法施行規則等を踏まえ、保育の必要性の認定に関する基準を定めます。

## 2. 支給認定の区分

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
2号認定（保育短時間）			
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業
3号認定（保育短時間）			

## 3. 認定基準

保育の必要性の認定に当たっては、Ⅰ.「事由」（保護者の就労、疾病など）、Ⅱ.「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）、Ⅲ.「優先利用」（ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等）の3点について、認定基準を設定します。

## Ⅰ. 保育の必要性の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

（下線は、新制度により変更又は追加された事由を表しています）

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## Ⅱ. 保育必要量の区分

区分	保育時間（1日当たり）	就労時間の下限
保育標準時間	最大11時間まで	1ヶ月当たり120時間程度
保育短時間	最大8時間まで	1ヶ月当たり48以上64時間以下の範囲で市町村が定める時間

## Ⅲ. 優先利用

- ア) ひとり親世帯
- イ) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ウ) 生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合
- エ) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- オ) 子どもが障がいをもつ場合
- カ) 育児休業明け
- キ) 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ク) 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児
- ケ) その他市が定める事由

## 4. 基準（素案）の考え方

子ども・子育て支援法施行規則等を踏まえ、平成26年6月30日（月）の門真市子ども・子育て会議の議論を経て、基準（素案）を定めます。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（素案） 概要

（※平成 26 年 6 月 30 日（月）第 6 回門真市子ども・子育て会議（開催予定）で審議予定）

1. 趣旨

平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の認可保育所に加え、市町村による認可事業（地域型保育事業）として新たな事業類型が設けられることとなりました。家庭的保育事業等の地域型保育事業の認可を行うに当たり、当該認可基準を厚生労働省令に基づき制定します。

2. 各事業の概要

地域型保育事業は、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

事業	概要	利用定員
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う	5人以下
②小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施	
	A型 保育所分園に近い類型	6人以上19人以下
	B型 AとCの中間的な類型	6人以上19人以下
	C型 家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型	6人以上10人以下 <small>（注1）</small>
③居宅訪問型保育事業（注2）	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業	1対1
④事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業 であり地域において保育を必要とする子にも保育を提供する ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける	19人以下
		20人以上

（注1）②小規模保育事業（C型）

法施行後5年間は、定員を6人以上15人以下とできる経過措置あり。

（注2）③居宅訪問型保育事業

以下の場合において、保育を提供する。

- (1) 障がい、疾病等により、集団保育が著しく困難である場合
- (2) 利用定員変更に伴う受け入れ先の確保が必要な場合
- (3) やむを得ない事由により施設型給付等の保育が受けられない場合
- (4) 母子家庭等の保護者が夜間勤務するなど、市町村が保育が必要であると認めた場合
- (5) 居宅訪問型保育以外の地域型保育事業の確保が困難であると市町村が認めた場合

3. 基準（国の省令による基準）の項目・内容

詳細は【参考資料3】のとおり

- ・「従うべき基準」…保育従事者の資格要件、職員等
- ・「参酌すべき基準」…保育を行う専有居室、面積基準等

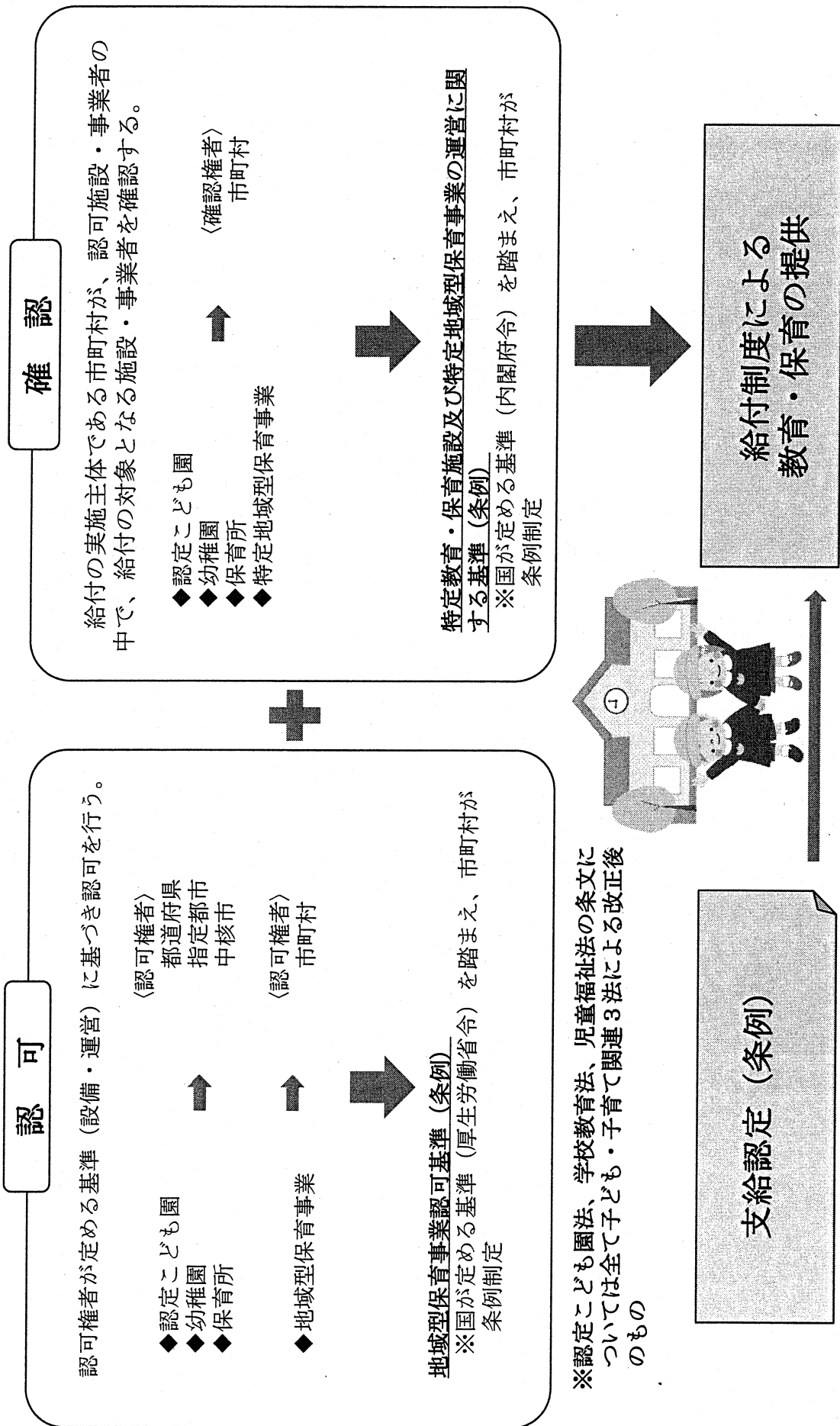
#### 4. 基準（素案）の考え方

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、平成26年6月30日（月）の門真市子ども・子育て会議の議論を経て、基準（素案）を定めます。

特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関する基準  
(案)

# 1. 給付制度における「認可」と「確認」の関係について

※「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要となる。





## 2. 子ども・子育て支援法における教育・保育給付の類型について

種 別	認可権者	確認権者
教育・保育給付	<p>認定こども園</p> <p>幼稚園</p> <p>保育所</p>	<p>都道府県 指定都市 中核市</p>
施設型給付	<p>小規模保育事業</p> <p>家庭的 保育事業</p> <p>居宅訪問型 保育事業</p> <p>事業所内 保育事業</p>	<p>市町村</p>
地域型保育給付		<p>市町村</p>

### 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国に準じたものとする。

類型	異なるものを定めることの許容の程度	対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならぬ基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条 例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子ども 適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健 全な発達に密接に関連するもの。
参照すべき基準	地方自治体が十分参照（比べ合わせて、良い方をとること。）し た結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定め ることが許容されるもの。	上記以外の事項

項目	国の示す基準の内容	従う 参照
1 利用定員 利用定員 に関する 基準	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園 : 20人以上 (1号・2号・3号認定子ども区分ごとに利用定員を定める)</li> <li>・幼稚園 : 1号認定子ども区分の利用定員を定める</li> <li>・保育所 : 20人以上 (2号・3号認定子ども区分ごとに利用定員を定める)</li> </ul> <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業 : 1人以上5人以下 (3号認定子どもの利用定員を定める)</li> <li>・小規模保育事業A型・B型 : 6人以上19人以下 (3号認定子どもの利用定員を定める)</li> <li>・小規模保育事業C型 : 6人以上10人以下 (3号認定子どもの利用定員を定める)</li> <li>・居宅訪問型保育事業 : 1人 (3号認定子どもの利用定員を定める)</li> <li>・事業所内保育事業 : 雇用する労働者の子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに、3号認定子どもの利用定員を定める</li> </ul> <p>3号認定子ども区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業共通）</p>	従う

国の示す基準の内容		項目	従う 参酌
利用開始 に関する 基準	2	利用定員に関する経過措置	従う
	3	定員の遵守	参酌
	4	内容及び手続きの説明及び同意	従う
	5	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	従う
	6	あつせん、調整及び要請に対する協力	従う
	7	受給資格等の確認	参酌
	8	支給認定の申請に係る援助	参酌
	9	心身の状況等の把握	参酌
	10	小学校等との連携	参酌
	11	地域との連携等	参酌
	12	特定教育・保育施設等との連携	従う

国の示す基準の内容

小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育等の提供を行ってはならない。

利用申込者に対し、運営規程の概要等、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について同意を得なければならぬ。

・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。  
・定員を上回る利用の申込みがあつた場合、選考方法をあらかじめ明示したうえで、公正な方法により、選考を行わなければならない。また、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるものとする。

・自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な他の施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

特定教育・保育施設等の利用について、市町村が行うあつせん及び要請又は市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定の有無、認定区分、有効期間、保育必要量等を行うこととする。

支給認定申請が行われていない場合には、保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

特定教育・保育の提供の終了に際し、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、他機関との密接な連携に努めなければならない。

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

・特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特設教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）  
・居宅訪問型保育事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。  
・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。

国の示す基準の内容		従う 参酌
13	項目 連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。
14	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
15	利用者負担額等の受領	特定教育・保育等を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。
16	施設型給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対しその施設型給付費の額を通知しなければならない。</li> <li>・特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない費用の支払を受けた場合は、必要事項を記載した証明書を保護者に交付しなければならない。</li> </ul>
17	特定教育・保育及び特定地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領</li> <li>・認定こども園は幼稚園教育要領</li> <li>・幼稚園は幼稚園教育要領</li> <li>・保育所は保育所保育指針</li> <li>・特定地域型保育事業は保育所保育指針</li> </ul> に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育の提供を行わなければならない。
18	特定教育・保育及び特定地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、提供する特定教育・保育等の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>・定期的に、保護者、関係者又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>
19	相談及び援助	常に子ども心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に対応するものとする。
20	緊急時の対応	施設の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
21	支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

教育・保育の提供に関する基準

国の示す基準の内容		従う 参酌	
	<p>施設の運営について以下の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設・事業の目的及び運営の方針  ② 提供する特定教育・保育等の内容  ③ 職員の職種、員数及び職務の内容  ④ 特定教育・保育等を提供する日及び時間、提供を行わない日  ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額  ⑥ 認定区分ごとの利用定員  ⑦ 利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）  ⑧ 緊急時等における対応方法  ⑨ 非常災害対策  ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項  ⑪ その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	参酌	
22	運営規程		
23	勤務体制の確保	<p>・適切な特定教育・保育等を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>・職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌
24	掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌
25	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。	従う
26	虐待等の禁止	職員は、子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う
27	懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	従う
28	秘密保持等	<p>・施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>・施設は、他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	従う
29	情報の提供等	施設を利用しようとする子どものも保護者が、その希望を踏まえ適切に施設を選択することができるよう、教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌

管理・運営に関する基準

国の示す基準の内容		従う 参酌
項目	利益供与等の 禁止	参酌
30	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌
31	苦情解決	参酌
32	事故発生 の防止 及び 事故発 生時の 対応	従う
33	会計区分	参酌
34	記録の整備	参酌
35	特別利用保 育・特別利 用教育及び特別 利用地域型保 育・特定利 用地域型保 育の提供（定員外 利用の取扱 い）	従う

国の示す基準の内容

特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

子どもも又は保護者、その他家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。

- ・苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・苦情に関する市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- ・提供した特定教育・保育等に関する市町村が行う報告、質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。
- ・市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。

事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない。

- ・事故が発生した場合は、速やかに市町村、保護者に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。
- ・事故及びその処置を記録しなければならない。
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

- ・特定教育・保育等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- ①特定教育・保育等の提供に関する計画
- ②提供した特定教育・保育等に係る必要な事項の提供に当たっての計画
- ③市町村への通知に係る記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故及びその処置についての記録

特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合は職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。

その他

	項目	国の示す基準の内容	従う 参酌
36	特定保育所に 関する特例	<p>特例保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。</p>	従う
37		<p>特例保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うこととの委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。</p>	従う

## 放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準（案）



# 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の事業概要

## (1) 背景

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、子ども・子育て関連3法の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めるとされている。

(改正児童福祉法第34条の2)

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

## (2) 現状

### ① 事業概要

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えとともに異なった学年により児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図る目的で実施している。

### ② 開設日及び開設時間

- ・ 平日（月曜日～金曜日）  
放課後から午後6時まで
- ・ 土曜日、学校長期休業日等  
午前8時30分から午後6時まで

### ③ 利用料金

月額 4,500円 ※生活保護世帯の減免制度あり

### ④ 登録児童数等 【H25.5.1現在】

1,342人（登録率 21.2%）

### ⑤ 設置形態

- ・ 専用施設…13クラブ（門真、二島、脇田、砂子、門真みらい小学校）
- ・ 余裕教室…19クラブ（上記以外及び門真小学校）

### ⑥ 運営

市内で保育園、幼稚園を運営する社会福祉法人または学校法人  
【現在 7事業者  
（社会福祉法人 5事業者、学校法人 2事業者）】

### ⑦ 規模別（登録児童数別）クラブ数 【H25.5.1現在】

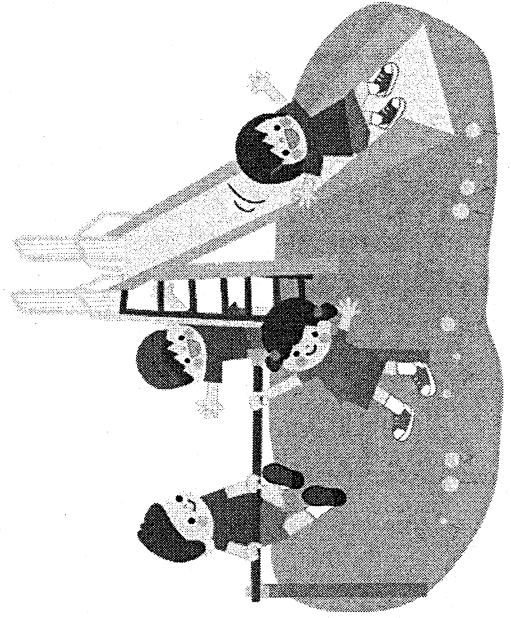
(全32クラブ)

20人以下	0クラブ
21人～40人	14クラブ (43.6%)
41人～70人	18クラブ (56.4%)
70人以上	0クラブ

(3) 制定にあたって

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要がある。（児童福祉法第34条の8の2第2項）

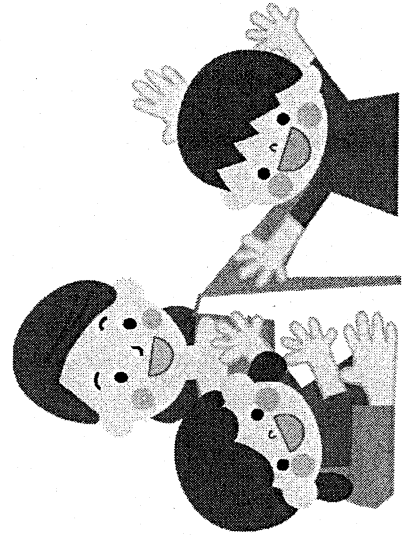
類型	異なるものを定めることの許容の程度	対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない高い基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	職員配置（省令第10条の一部）
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の事項



## 2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (案)

	厚生労働省令 (国の基準)	放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準 (案)
			制度 (条例・施行規則)	運用 (契約書・仕様書等)	備考	
第1条 趣旨	【従うべき基準】 第10条 (支援単位除く) 【参酌すべき基準】 上記以外	-	-	-		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第2条 最低基準の目的	基準は、利用者の心身ともに健やかな育成を保障するものとする	-	-	-		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第3条 最低基準の向上	市町村は、事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営の向上を勧告することができる	-	-	-		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第4条 最低基準と放課後児童健全育成事業者	事業者は、常に最低基準を超えて、設備及び運営を向上させなければならない	-	-	-		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第5条 放課後児童健全育成事業の一般原則	【支援対象】 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの  【事業者の努め】 ・児童の保護者及び地域に運営の内容を適切に説明する ・運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表する	【支援対象】 小学校に就学している1～3年生の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの  【事業者の努め】 ・運営状況について、保護者や地域に積極的に情報提供を行う ・事業内容について、定期的に自己点検し、向上に努める	【支援対象】 本市の小学校に就学している児童であって、以下の各号に該当する児童 (条例)	【支援対象】 1年生～6年生の児童とする (仕様書)	【支援対象】 対象を一部拡大	
第6条 非常災害対策	・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定する ・避難及び消火に関する定期的な訓練を実施する	・防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施する	規定なし	規定なし	規定なし	国の基準どおり

厚生労働省令（国の基準）	放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
		制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第7条 職員の一般的要件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理感を備え、児童福祉事業に熱意のある者	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第8条 職員の知識及び技能の向上等	【職員】 必要な知識及び技能の向上に努める 【事業者】 資質向上のための研修の機会を確保する	【職員】 規定なし 【事業者】 資質向上のため、積極的に研修を実施し受講させる	【職員】 規定なし 【事業者】 指導員に研修を実施、資質の向上に努めること（仕様書）		国の基準どおり
第9条 設備の基準	【専用室・スペース】 遊びと生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画とする 【面積】 児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする	【専用室・スペース】 規定なし 【面積】 規定なし	【専用室・スペース】 規定なし 【面積】 規定なし	【専用室・スペース】 静養スペースを設置しているのは1校のみ 【面積】 1.65㎡以上…23クラブ 1.65㎡未満…9クラブ	国の基準どおり



厚生労働省令（国の基準）	市の現状			市の基準（案）
	制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
<p>【配置】 ※従うべき基準 ・支援の単位ごとに2人以上配置する （うち1人以上は有資格者とする） ・20人未満のクラブについては、専任の有資格者1人と同一施設内にいる兼務職員1人でも可とする</p> <p>【資格】 以下のいずれかに該当し、府の研修を修了した者 ①保育士資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③中学校又は高等学校卒業者又は同等以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学若しくは体育学を修め卒業した者 ⑥上記⑤の過程で優秀な成績を修め大学院への入学を認められた者 ⑦大学院において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑧外国の大学において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑨高等学校卒業後2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者</p> <p>【支援の単位】 ※参照すべき基準 1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする</p>	<p>【配置】 規定なし</p> <p>【資格】 以下のいずれかにの資格を有する者が望ましい ①児童福祉施設職員の養成学校を卒業した者 ②保育士資格を有する者 ③社会福祉士の資格を有する者 ④中学校又は高等学校卒業者又は同等以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 ⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修め卒業した者 ⑦上記⑤の過程で優秀な成績を修め大学院への入学を認められた者 ⑧外国の大学において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑨外国の大学において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑩高等学校卒業後2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者</p> <p>【支援の単位】 1クラブあたりの集団の規模は、おおむね40人程度までが望ましい</p>	<p>【配置】 規定なし</p> <p>【資格】 規定なし</p>	<p>【配置】 児童20人につき1人以上（仕様書） *1クラブ最低2人以上を配置</p> <p>【資格】 指導員の半数以上は教員免許または保育士資格を有する者とする（仕様書）</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>【配置】 規定なし</p> <p>【資格】 規定なし</p>	<p>【配置】 児童20人につき1人以上（仕様書） *1クラブ最低2人以上を配置</p> <p>【資格】 指導員の半数以上は教員免許または保育士資格を有する者とする（仕様書）</p>	<p>登録数 40人以下…14クラブ 41人以上…18クラブ</p>	<p>【支援の単位】 定員は、1クラブ40名とする *ただし、定員を超える申込みがあった場合は、児童の安全及び施設・設備の状況を勘案した上で、市の裁量により定員を超える人数を許可することがある（仕様書）</p>	<p>【支援の単位】 1クラブの定員40名（条例施行規則） *ただし、申込状況により必要があるとき、定員を超えて入会させることができる</p>

第10条 職員

厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第11条 利用者 平等に取扱う原則	事業者は、利用者に差別的 取扱いをしてはならない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	国の基準どおり
第12条 虐待等の 禁止	職員は、利用者に対して心 身に有害な影響を与える行 為はしてはならない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	国の基準どおり
第13条 衛生管理 等	・事業者は利用者の使用す る設備等、衛生的な管理に 努め、必要な措置を講じる 又はまん延し食中毒が発生 する恐れがある場合には必 要な措置を講じるよう努め る	・設備・備品は、衛生 及び安全が確保された 事業に必要なものを備 える ・感染症等の発生時の 対応について、対応策 を作成すること	規定なし	規定なし	規定なし	国の基準どおり
第14条 運営規程	事業所ごとに事業の運営に ついて、運営規程を定める	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	国の基準どおり
第15条 事業者が 備える帳簿	事業者は、職員、財産、収 支及び利用者の処遇の帳簿 を整備しなければならない	規定なし	規定なし	規定なし	クラブ日誌、児童出席 簿、勤務実績表の提出 （仕様書）	国の基準どおり
第16条 秘密保持 等	職員は、業務上知り得た秘 密を漏らしてはならない	規定なし	規定なし	規定なし	委託業務を実施するう えで知り得た秘密を第 三者に漏らしてはなら ない（契約書）	国の基準どおり
第17条 苦情への 対応	事業者は、苦情を受け付け るための窓口を設置するな げに、必要措置を講じなけ ればならない	要望や苦情受付窓口を 保護者等に周知し、対 応手順や体制を整備し 迅速に対応する	規定なし	規定なし	規定なし	国の基準どおり
第18条 開所時間 及び日数	【開所時間】 1日8時間以上 《平日》 1日3時間以上 【開所日数】 年間250日以上	【開所時間】 《小学校の休業日》 1日8時間以上 《平日》 放課後の時間帯、地 域の実情や保護者の就 労状況を考慮して設定 する 【開所日数】 規定なし	【開設時間】 《小学校の休業日》 午前8時30分から午後 6時 《平日》 放課後から午後6時 （条例施行規則） 【開設日数】 休会日以外 （条例施行規則）	【開設時間】 《小学校の休業日》 午前8時30分から午 後6時（1日9時間30 分） 《平日》 午後1時から午後6 時（1日5時間） 【開設日数】 年間 294日	国の基準以上の運営を 実施している	国の基準どおり

厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状		市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考
第19条 保護者と の連絡	事業者は、常に保護者と密接な連絡をとり、支援の内容及び協力を得るよう努めなければならない	規定なし	規定なし	連絡態による保護者との連絡調整（仕様書）	国の基準どおり
第20条 関係機関 との連携	事業者は、関係機関と密接に連絡して支援に当たらなければならない	保育所、幼稚園、学校等と連携し、情報共有と相互理解に努める	規定なし	規定なし	国の基準どおり
第21条 事故発生 時の対応	<p>【事故対応】 事業者は、支援の提供により事故が発生した場合、必要な措置を講じなければならない</p> <p>【損害賠償】 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない</p>	<p>【事故対応】 事故防止対策や発生時の対応マニュアルを作成し、発生時は速やかに適切な処置を行う</p> <p>【損害賠償】 規定なし</p>	<p>【事故対応】 規定なし</p> <p>【損害賠償】 規定なし</p>	<p>【事故対応】 児童の安全管理に留意するとともに、指導員の安全教育及び施設の安全な使用に努めること（仕様書）</p> <p>【損害賠償】 委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない（契約書）</p>	国の基準どおり

附則		【施行日】 整備法の施行の日から施行する	-	-	【基準対象外】 国と同様の表記とする
第1条 施行期日					
第2条 職員の経過 措置	省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条3項の規定の適用については、「修了したものを（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする				国の基準どおり

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）内容

## 1. 全事業共通基準

	項目	国基準	従う 参酌
1	趣旨	「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の該当条項	—
2	最低基準の目的	市町村の基準は、利用者の心身ともに健やかな育成を保障するものとする	—
3	最低基準の向上	市町村は、事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営の向上を勧告することができる	—
4	最低基準と家庭的保育事業者等	事業者等は、最低基準を超えて常に設備及び運営を向上させなければならない。	従う
5	家庭的保育事業者の一般原則	①利用乳幼児の人権への配慮及び人格の尊重 ②地域社会との交流及び連携 ③保育に関する自己評価の実施 ④保育に関する外部評価の実施 ⑤必要な設備の設置 ⑥保健衛生及び危害防止を考慮した構造設備の設置	従う
6	保育所等との連携	満3歳以降も適切な保育が継続的に提供されるための連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の確保（居宅訪問型保育事業を除く）	従う
7	非常災害	①非常災害に必要な設備の設置 ②避難・消火訓練の実施（毎月1回）	参酌
8	職員の一般的要件	職員の要件（健全な心身、児童福祉事業への熱意、事業に対する訓練経験 等）	参酌
9	職員の知識及び技能の向上	職員の知識・技能の向上、研修機会の確保	参酌
10	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準	他の社会福祉施設等の設備兼用及び職員の兼務。 (保育室等特有の設備及び直接従事職員を除く)	従う (参酌)
11	利用者を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の差別的取扱いの禁止	従う
12	虐待等の禁止	利用乳幼児の虐待等の禁止	従う
13	懲戒に係る権限の濫用禁止	利用乳幼児に対する懲戒時に身体的苦痛を与える等の権限の濫用禁止	従う



	項目	国基準	従う 参酌
14	衛生管理等	①利用乳幼児の使用する設備、食器等の衛生管理の措置 ②感染症、食中毒の発生、まん延の防止 ③必要な医薬品、医療品等の整備及び管理 【以下、居宅訪問型事業者のみ】 ④職員の清潔の保持及び健康状態の管理 ⑤事業所の設備、備品の衛生的管理の実施	参酌
15	食事	①自園調理の実施（次項目に特例措置あり） ②献立の工夫、健全な発育のために必要な栄養量の含有 ③食品の種類及び調理方法における栄養、身体的状況及び嗜好の考慮 ④あらかじめ定める献立の遵守 ⑤食育の実施	従う
16	食事の提供の特例	食事の外部搬入に関する特例 ※加熱、保存調理等の設備は必要 【要件】 ①栄養面等の注意を実施できる体制及び契約内容を確保すること ②栄養士による栄養指導等、必要な配慮が受けられること ③衛生面、栄養面等の適切な調理業務ができる遂行能力を有する受託者とする ④発達段階や健康状態に応じた食事提供やアレルギー、アトピー等への配慮を行うこと ⑤食育計画に基づいた食事提供に努めること 【搬入施設】 ①連携施設 ②同一又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③義務教育諸学校又は共同調理場（離島その他地域等市町村が認める家庭的保育事業者のみ）	従う
17	利用乳幼児及び職員の健康診断	①健康診断（利用開始時）、定期健診（最低年2回）、臨時健診の実施 ②利用開始前に健診を受けた場合の利用開始健診の免除及びその場合の健診結果の把握 ③医師による健診記録の作成及び必要な措置等の事業者への勧告 ④食事提供を行う職員の健康診断の徹底	参酌

	項目	国基準	従う 参酌
18	家庭的保育事業所等内部の規程	<p>運営に関する内部規程の整備</p> <p>【必要な事項】</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	参酌
19	家庭的保育事業所等に備える帳簿	帳簿（職員、財産、終始及び利用乳幼児の処遇状況）の整備	参酌
20	秘密保持等	利用乳幼児及び保護者に関する秘密漏えいの禁止	従う
21	苦情への対応	苦情受付窓口の設置及び苦情に係る市町村からの助言・指導に対する改善の実施	参酌
22	保育時間	原則8時間 (保護者の労働時間等の家庭の状況を考慮して、事業者が定める)	参酌
23	保育の内容	保育所保育指針に準じた保育の提供	従う
24	保護者との連絡	保護者との密接な連絡	参酌

## 2. 事業別基準

### ①保育を行う専用居室、面積基準】 参酌すべき基準

事業名	類型	国基準
家庭的保育事業	—	保育を行う専用の居室…9.9㎡以上 (4人以上の場合、1名につき3.3㎡以上加えた面積が必要)
小規模保育事業	A型	【0～1歳児】 乳児室又はほふく室…3.3㎡以上/人
	B型	【2歳児以上】 保育室又は遊戯室…1.98㎡以上/人
	C型	【0～1歳児】 乳児室又はほふく室…3.3㎡以上/人 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室…3.3㎡以上/人
事業所内保育事業	定員19名以下	小規模保育(A型、B型)と同じ
	定員20名以上	【0～1歳児】 乳児室…1.65㎡以上/人 ほふく室…3.3㎡以上/人 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室…1.98㎡以上/人
居宅訪問型保育事業	—	《訪問型事業のため設けない》

### ②屋外遊戯場 参酌すべき基準

事業名	類型	国基準
家庭的保育事業	—	同一敷地内に遊具に適した広さの庭(※) 2歳児以上 3.3㎡以上/人
小規模保育事業	A型	2歳児以上 3.3㎡以上/人 (※)
	B型	
	C型	
事業所内保育事業	定員19名以下	2歳児以上 3.3㎡以上/人 (※)
	定員20名以上	
居宅訪問型保育事業	—	《訪問型事業のため設けない》

(※) 付近の代替地可

③職員 従うべき基準

事業名	類型	国基準
家庭的保育事業	—	保育従事者 0～2歳児 3：1（補助者を置く場合 5：2）
小規模保育事業	A型	保育従事者（以下の合計職員数+1名） 0歳児 概ね3：1 1～2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1（受け入れた場合のみ） 4歳児以上 概ね30：1（受け入れた場合のみ） 嘱託医（※）
	B型	同上
	C型	保育従事者 0～2歳児 3：1（補助者を置く場合 5：2） 嘱託医（※）
事業所内保育事業	定員19名以下	保育従事者（以下の合計職員数+1名） 0歳児 概ね3：1 1～2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1（受け入れた場合のみ） 4歳児以上 概ね30：1（受け入れた場合のみ） 嘱託医（※）
	定員20名以上	保育従事者 0歳児 概ね3：1 1～2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1（受け入れた場合のみ） 4歳児以上 概ね30：1（受け入れた場合のみ） 嘱託医（※）
居宅訪問型保育事業	—	保育従事者 0～2歳児 1：1

※ 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

④保育従事者の資格要件 従うべき基準

事業名	類型	国基準
家庭的保育事業	—	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）（※1）
小規模保育事業	A型	保育士（※2）
	B型	保育士 1/2以上（※2）
	C型	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）
事業所内保育事業	定員19名以下	保育士 1/2以上（※2）
	定員20名以上	保育士（※2）
居宅訪問型保育事業	—	必要な研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

（※1）市町村が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

（※2）保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

⑤給食 従うべき基準

事業名	類型	国基準
家庭的保育事業	—	自園調理（調理業務の委託可）（※1） ※連携施設等からの搬入可 調理設備が必要 調理員（※2） ※子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可
小規模保育事業	A型	自園調理（調理業務の委託可）（※1）
	B型	※連携施設等からの搬入可 調理設備が必要
	C型	調理員（※2）
事業所内保育事業	定員19名以下	自園調理（※1） ※連携施設等からの搬入可
	定員20名以上	調理室（定員20人以上）が必要 調理設備（定員19人以下）が必要 調理員（※2）
居宅訪問型保育事業	—	《調理及び食事の提供は行わない》

（※1）現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり

（※2）調理業務の委託、連携施設等からの搬入を行う場合は不要

【参考】調理室…調理するための設備を備えた部屋、調理設備…調理するための設備（加熱、保存等）

⑥施設の基準 参酌すべき基準 ※建築基準法、消防法を踏まえることを基本とする。

事業名	類型	国基準																		
家庭的保育事業	—	上乗せ規制なし																		
小規模保育事業	A型 B型	<p>【乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける場合】</p> <p>イ 耐火建築物又は準耐火建築物であること</p> <p>ロ 下記の施設又は設備が1以上設けられていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>屋内階段、屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内階段（建築基準法施行令上）、待避用バルコニー、準耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上</td> <td>常用</td> <td>屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段（建築基準法施行令上）</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段（建築基準法上）</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	屋内階段、屋外階段	避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、待避用バルコニー、準耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段	3階	常用	屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段	避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段	4階以上	常用	屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段（建築基準法施行令上）	避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段（建築基準法上）
		階	区分	施設又は設備																
		2階	常用	屋内階段、屋外階段																
避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、待避用バルコニー、準耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段																			
3階	常用	屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段																		
	避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段																		
4階以上	常用	屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段（建築基準法施行令上）																		
	避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段（建築基準法上）																		
<p>【乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合】</p> <p>上記イ、ロ及び以下のハ～チの事項</p> <p>ハ ロに掲げる施設が避難上有効な位置で保育室等からの歩行距離が30m以下であること</p> <p>ニ 調理設備をそれ以外が耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されていること</p> <p>ホ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること</p> <p>ヘ 保育所等に乳幼児の転落防止設備を設けること</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び火災通報装置を設けること</p> <p>チ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防火処理が施されていること</p>																				
	C型	上乗せ規制なし																		
事業所内保育事業	定員19名以下	小規模保育事業（A型、B型）と同じ																		
	定員20名以上	小規模保育事業（A型、B型）と同じ																		
居宅訪問型保育事業	—	—																		

⑦連携施設等 従うべき基準

事業名	類型	国基準
家庭的保育事業	—	連携施設の設定が必要 (※1)
小規模保育事業	A型	連携施設の設定が必要 (※1)
	B型	
	C型	
事業所内保育事業	定員 19 名以下	連携施設の設定が必要 (※1)
	定員 20 名以上	連携施設の設定は一律には求めない (※2)
居宅訪問型保育事業	—	連携施設の設定は一律には求めない (※3)

(※1) 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めない経過措置を設定する

(※2) 地域枠の3歳未満子どもについては連携施設が必要

(※3) 障がいや疾病のある子どもへの保育を行う場合には、子どもの状況に応じ適切な専門的支援等が受けられるよう、あらかじめ障がい児入所施設等の連携施設の確保が必要

⑧定員の設定 ※事業所内保育のみ

国基準		従う 参酌
事業所内保育事業者は、以下の利用定員の区分に応じ、その他の乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。		参酌
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	
1人～5人	1人	
6人・7人	2人	
8人～10人	3人	
11人～15人	4人	
16人～20人	5人	
21人～25人	6人	
26人～30人	7人	
31人～40人	10人	
41人～50人	12人	
51人～60人	15人	
61人以上	20人	

門真市夏季放課後児童クラブ運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市立放課後児童クラブ運営事業における待機児童対策として行う夏季放課後児童クラブの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 待機児童 児童の保護者から門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める申込期日までに門真市立放課後児童クラブ条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の規定による門真市立放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）への申込みがされており、かつ、門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号。以下「条例」という。）第4条に掲げる要件に該当している児童のうち、放課後児童クラブの入会が決定していない児童をいう。
- (2) 夏季休業日 門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第1項第2号アに掲げる夏季休業日をいう。
- (3) 夏季放課後児童クラブ 待機児童が、夏季休業日中に限り入会することができる放課後児童クラブをいう。

(施設等)

第3条 夏季放課後児童クラブは、待機児童が発生した放課後児童クラブが設置されている門真市立小学校の余裕教室等を利用して行うものとする。

2 夏季放課後児童クラブの定員は、委員会が別に定める。

(開設期間及び開設時間)

第4条 夏季放課後児童クラブの開設期間は夏季休業日とし、開設時間は午前8時30分から午後6時までとする。

(休会日)

第5条 休会日は、規則第5条第1号、第2号及び第4号に掲げるとおりとする。

(入会の決定等)

第6条 委員会は、待機児童の保護者に対し、夏季放課後児童クラブに入会する意思



を確認の上、夏季放課後児童クラブへの入会を決定し、規則第7条第2項に規定する門真市立放課後児童クラブ入会許可書を当該保護者に通知するものとする。

(届出)

**第7条** 夏季放課後児童クラブに係る届出については、規則の規定を適用する。

(クラブ費)

**第8条** 夏季放課後児童クラブのクラブ費については、条例及び門真市立放課後児童クラブのクラブ費に関する規則（平成26年門真市規則第31号）の規定を適用する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、夏季放課後児童クラブに関し必要な事項は、教育長（クラブ費に関する事項については、市長）が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(1) 児童相談種別対応件数

項目		年度	25
養護相談	児童虐待相談(★)		485
	その他の相談		93
保健相談			13
障害相談	肢体不自由相談		0
	視聴覚障害相談		1
	言語発達障害等相談		44
	重症心身障害相談		0
	知的障害相談		181
	自閉症相談		18
非行相談	ぐ犯行為相談		8
	触法行為等相談		0
育成相談	性格行動相談		58
	不登校相談		24
	適正相談		0
	育児・しつけ相談		14
その他の相談			33
計			972
再掲	児童虐待通告		165
	いじめ相談		0
	児童売春等被害相談		0

(2) 児童相談種類別児童受付

項目		年齢(歳)					計
		0歳～ 2歳	3歳～ 6歳	7歳～ 12歳	13歳～ 15歳	16歳～ 18歳	
養護相談	児童虐待相談	130	158	123	58	16	485
	その他の相談	17	21	28	20	7	93
保健相談		7	5	0	1	0	13
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	1	0	0	1
	言語発達障害等相談	1	8	29	5	1	44
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	8	36	58	50	25	177
	自閉症相談	0	0	15	2	1	18
非行相談	ぐ犯行為相談	0	0	5	3	0	8
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	1	9	30	13	5	58
	不登校相談	0	0	12	9	3	24
	適正相談	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	4	3	6	1	0	14
その他の相談		9	10	9	4	5	37
計		177	250	316	166	63	972
再掲	児童虐待通告	33	77	44	9	2	165
	いじめ相談	0	0	0	0	0	0
	児童売春等被害相談	0	0	0	0	0	0

★ 児童虐待相談（再掲）

(1) 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の親	実母	実母以外の親	その他	計
相談件数	58	5	411	4	7	485

(2) 被虐待児の年齢・相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	26	0	34	81	141
4～学齢前児童	29	0	26	68	123
小学生	48	1	23	70	142
中学生	8	0	5	44	57
高校生	9	0	6	7	22
計	120	1	94	270	485

【保育園・こども発達支援センター年齢別在園児数（平成26年4月1日現在）】

(単位：人、%)

施設名等	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	定員	定員充足率
(1) 保育園									
上野口	6	10	15	16	17	14	78	70	111.4
南	8	25	34	41	43	38	189	180	105.0
浜町	4	13	17	23	17	22	96	100	96.0
公立計	18	48	66	80	77	74	363	350	103.7
古川園	11	26	32	32	32	33	166	150	110.7
門真	7	21	22	22	24	21	117	110	106.4
めぐみ	9	24	24	24	26	24	131	120	109.2
智鳥	10	28	30	31	34	37	170	180	94.4
脇田	9	25	27	32	30	30	153	150	102.0
北栄本	9	20	23	26	23	23	124	120	103.3
おおわだ	14	30	36	40	40	40	200	170	117.6
三ツ島	9	15	15	16	14	17	86	85	101.2
うちこし	6	15	14	12	14	13	74	68	108.8
まこと小路	5	24	23	21	23	20	116	120	96.7
きたじま	5	15	16	15	16	15	82	70	117.1
柳町園	13	24	26	30	33	29	155	150	103.3
いずみっこ	6	11	14	15	14	18	78	70	111.4
私立計	113	278	302	316	323	320	1,652	1,563	105.7
合計	131	326	368	396	400	394	2,015	1,913	105.3

※ 表中下段の( )内の数値は、他市からの受託児童数であり、上段園児数に含まれます。

他市への委託	1	3	4	7	4	6	25
他市分を除く本市園児数	132	326	369	401	401	393	2,022

(2) こども発達支援センター

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	定員	定員充足率
知的・発達障がい	きりん				3	6	9		
	うさぎ			4	5		9		
	こあら			6			6		
	ぺんぎん			2	3		5		
	こぐま			4	2		6		
	小計			6	15	8	6	35	
肢体不自由	ぱんだ			1	1	3	5		
	ひつじ			3	1		4		
	ひよこ			1	1		2		
	小計			4	3	1	3	11	
合計			10	18	9	9	46	80	57.5